資料 2-1

# 令和3年度宮崎支部事業計画(案)について

令和3年1月15日 全国健康保険協会 宮崎支部 協会けんぽ

## 令和3年度 事業計画(宮崎支部)(案)

## 新(令和3年度) 旧(令和2年度) 1. 基本方針 1. 基本方針 令和3年度からスタートする保険者機能強化アクションプラン(第5期)の目標を3年 令和2年度は保険者機能強化アクションプラン(第4期)の最終年度である。各事業の 間で達成できるよう、それぞれの事業対象に対する進捗管理を徹底し、的確な対策を講 目標を確実に達成するために、それぞれの事業対象に対する進捗管理を徹底し、的確な じる。特にインセンティブ項目の核となる保健事業の強化を図る。 対策を講じる。特にインセンティブ項目の核となる保険事業の強化を図る。 2. 基盤的保険者機能関係 2. 基盤的保険者機能関係 ① 健全な財政運営 ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財 政への影響が懸念される状況を踏まえ、評議会において丁寧な説明をした上で、保 険料率に関する議論を行う。 4 頁(11)より移動 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に ご理解いただくため、協会決算や今後の見诵しに関する情報発信を行う。 ・各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を 行う。 2 サービス水準の向上 1 サービス水準の向上 ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を ・お客様満足度調査結果に基づき、CS向上委員会を中心にお客様サービス水準の向上 遵守する。 に向けた取り組みを推進する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進す ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10 日間)を る。 遵守する。 ■ KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ・お客様満足度調査結果に基づき、CS向上委員会を中心にお客様サービス水準の向 上に向けた取り組みを推進する。また、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を91.5%以上とする。

や苦情等から協会の課題を見出し、迅速に対応する。

■ KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする

## ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする ② 業務改革の推進に向けた取組 変更の上、5 頁⑪に移動 ・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務 処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 ③ 限度額適用認定証の利用促進 ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラ シやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配置するなどによ 4 頁(8)より移動 り利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 4 現金給付の適正化の推進 ③ 現金給付の適正化の推進 ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を 業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審 推進する。 査を行う。 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主へ ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 の立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行 う。 5 効果的なレセプト点検の推進 4 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシ ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指したレセプト内容点検 ステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について ■ KPI: ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)につ 対前年度以上とする いて前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額) した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする 6 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・多部位(施術筒所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷

多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)及び部位ころ

部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、 加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
- 7 あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
  - ・審査手順書による審査を徹底する。
  - ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとと もに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し 適正化を図る。

がし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

- KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について対前年度以下とする。
- 6 あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
  - ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとと もに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し 適正化を図る。
  - ・初回又は頻回受診、往療料の請求がある申請書について加入者に対する文書照会を実施する。
  - ・加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同 封するなど、はり・きゅう、あんまマッサージ療養費についての正しい知識の普及 を図る。
- ⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
  - ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を 行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化 する。
  - ・未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険 証添付の徹底を周知する。
  - ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果 を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
  - ・任継の保険証未返納者に対し、一次催告時に電話催告を実施する。
  - KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対 前年度以上とする

- ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進
  - ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を 行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化 する。
  - ・保険証未返納の多い事業所に対し、訪問・文書等による資格喪失届への保険証添付 の徹底を周知する。
  - ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整および法的手続きの積極的な実施により、返納金債権回収率の向上を図る。
  - KPI: ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする。

② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以	②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上
上とする	とする。
	③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度
	以下とする。
	⑧ 限度額適用認定証の利用促進
亦更の1 0天の7枚料	<ul><li>事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関に</li></ul>
変更の上、2 頁③に移動	申請書を配置するなど利用促進を図る。
L.	■ KPI:高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.3%以上とする。
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底
・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。	・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧	・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧
│   奨を行う。 │ ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。	奨を行う。
小心是事来が1000ではが1120m直にあり心理の間形で117。	・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.2%以上とする	■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする。
⑪ オンライン資格確認の円滑な実施	⑩ オンライン資格確認の円滑な実施
・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行	・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカード
い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。	の健康保険証利用促進のための周知等を行う。
	・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きそ
	の利用率向上に向けて取り組む。
	■ KPI:現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関にお
	ける利用率を 80.0%以上とする。
,	⑪ 的確な財政運営
変更の上、1 頁①に移動	・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、支部広報誌、メルマガ及
	びホームページ等で加入者や事業主に対して情報発信を行い、支部事業計画におけ

	る基盤的保険者機能関係及び戦略的保険者機能関係の施策を推し進め、健全な財政
	運営に努める。
<ul><li>① 業務改革の推進</li><li>・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li><li>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li></ul>	2 頁②より移動
3. 戦略的保険者機能関係	3. 戦略的保険者機能関係
【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】
I 加入者の健康度の向上	I 医療等の質や効率性の向上
Ⅱ 医療等の質や効率性の向上	Ⅱ 加入者の健康度を高めること
Ⅲ 医療費等の適正化	Ⅲ 医療費等の適正化
変更の上、8 頁iv)に移動	<ul><li>① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、II)</li><li>・健康宣言優良事業所に、リスク保有割合などを同業種の平均と比較できる「健康度レポート」を提供する。</li></ul>
① 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対	「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を
策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基	基本的な事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着
づく取組を着実かつ効果的に実施する。	実かつ効果的、効率的に実施する。なお、実施にあたっては、宮崎県立看護大アドバ
	イザーのもとデータ分析等を実施する。
i)特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
〇 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:162,283人)	〇被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 162, 690人)
·生活習慣病予防健診 実施率 62.6% (実施見込者数:101,589人)	·生活習慣病予防健診 受診率 60.9%(受診見込者数:99,078 人)

- 事業者健診データ 取得率 8.0% (取得見込者数:12.983 人)
- 〇被扶養者(実施対象者数: 45,667人)
- 特定健康診査 実施率 24.7% (実施見込者数:11,280 人)
- ≪特定健診の受診勧奨対策≫
- ・特定健診受診率向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、自治体等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。

### 【被保険者】

- ・生活習慣病予防健診については、全事業所、任意継続被保険者に対する年次案内および新規任意継続保険資格取得者への受診勧奨を実施する。また健診機関拡大に向けた広報、公募を行う。
- ・事業者健診データ提供については、支部や委託先から同意書取得事業所への提供勧 奨や同意書未提出事業所への勧奨を実施する。また健診機関による積極的な取得勧 奨を依頼し、取得数を拡大する。

### 【被扶養者】

- ・テレビ CM をはじめとする広報や、新規資格取得者への受診券送付、受診行動や地域による差などを分析した受診勧奨を実施する。
- ・各地域またはショッピングモール等での集団健診の実施に併せて、協定等を基にした自治体がん検診の同時実施を推進する。また国保会場での特定健診同時実施を行う。
- KPI: ① 生活習慣病予防健診実施率を 62.6%以上とする
  - ② 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする
  - ③ 被扶養者の特定健診実施率を 24.7%以上とする

- ・事業者健診データ 取得率 7.8% (取得見込者数:12,690人)
- 〇被扶養者(受診対象者数: 39,883人)
- 特定健康診査 受診率 24.6% (受診見込者数: 9.811 人)
- ≪特定健診の受診勧奨対策≫
- ・特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への 影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけ ることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・特定健診受診等への理解を深めていただくよう、事業所内に掲示するポスターを作成し配布する。

### 【被保険者】

- ・生活習慣病予防健診については、全事業所、任意継続被保険者に対する年次案内および新規適用事業所や新規任意継続保険資格取得者への受診勧奨を実施する。また 健診機関拡大に向けた広報、公募を行う。
- ・事業者健診データ提供については、委託により同意書取得事業所への提供勧奨や同意書未提出事業所への勧奨を実施し、併せて職員の事業所訪問による勧奨を実施する。また健診機関に積極的に取得勧奨を行い取得数を拡大する。

### 【被扶養者】

- ・被扶養者特定健診については、テレビCMを活用し受診勧奨のための広報を行う。
- ・各地域またはショッピングモールでの集団健診の実施に併せて、オプショナル健診・ 自治体とのがん検診・国保集団健診との同時実施を行う。
- ・新規資格取得者への受診券(セット券)送付、経年未受診者への受診勧奨、39歳被 扶養者への輸送型血液検査の勧奨、治療中の者の健診結果データ取得に向けて関係 機関へ働きかけを行う。
- KPI: ① 生活習慣病予防健診受診率を 60.9%以上とする

	② 事業者健診データ取得率を 7.8%以上とする	
	③ 被扶養者の特定健診受診率を 24.6%以上とする	
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	ii)特定保健指導の実施率の向上	
〇被保険者(特定保健指導対象者数: <mark>23, 144</mark> 人)	〇被保険者(特定保健指導対象者数:22,465人)	
• 特定保健指導 実施率 29.4% (実施見込者数: 6,804 人)	•特定保健指導 実施率 26.0% (実施見込者数:5,841人)	
〇被扶養者(特定保健指導対象者数:970人)	(内訳)協会保健師実施分 22.9% (実施見込者数:5,145人)	
·特定保健指導 実施率 7.9% (実施見込者数:77人)	アウトソーシング分 3.1% (実施見込者数: 696 人)	
≪保健指導の受診勧奨対策≫	〇被扶養者(特定保健指導対象者数:834人)	
【被保険者】	·特定保健指導 実施率 6.1%(実施見込者数:51 人)	
・健診機関及び専門機関 (ICT) への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図る。	≪保健指導の受診勧奨対策≫	
また、幹部職員による健診機関への訪問等により実施機関の拡大を図る。	【被保険者】	
・健診・保健指導カルテ等の活用により、重点的かつ効果的な保健指導の勧奨を実施	・支部直営については、生活習慣病予防健診受診、事業者健診取得事業所の対象者の	
する。	いる全事業所に対し保健指導案内を行い、実施に向けた調整を行う。	
【被扶養者】	・外部委託については、実施機関の拡大と、機関ごとの実態に合わせて初回面談の分	
・該当者への利用券の発券と未利用者への勧奨を実施する。また委託機関による初回	割実施や実施率向上に向けた働きかけを行う。	
面談の分割実施及び支部保健師による実施により実施数拡大を図る。	【被扶養者】	
	・該当者への利用券の発券と未利用者への勧奨を実施する。また集団健診会場での特	
■ KPI: ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 29.4%以上とする	定保健指導の分割実施を拡大する。	
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.9%以上とする	■ KPI:特定保健指導の実施率を 25.2%以上とする。	
	≪40 歳未満喫煙者対策≫	
	令和元年度アンケート実施者の2年度の喫煙状況を健診結果により調査し効果検証	
	を行う。	
iii) 重症化予防対策の推進	iii) 重症化予防対策の推進	
〇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000 人	〇未治療者に対する受診勧奨における勧奨実施予定人数 3,000 人	

- ・支部や委託先からの文書や電話による勧奨を実施する。また健診機関による健診当日の血圧高値者への勧奨を実施する。
- ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
- ・支部で抽出した糖尿病性腎症者への保健指導を支部や委託先により実施する。
- ・CKD 受診勧奨の実施。
- KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

### ≪その他保健事業≫

・女性特有の健康課題に対する加入者及び事業所支援 女性加入者への保健師による健康相談、事業主及び健康管理担当者への健康セミナーを実施

- ・本部から送付される未治療者への受診勧奨後の再勧奨や、二次勧奨者(約1,000人)への電話勧奨を外部委託や支部から行う。
- ・健診機関に対しては、健診受診時における受診勧奨の強化を行い、事業所に対して はポスターを配布し受診勧奨する。
- ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
- ・糖尿病性腎症の状態にあり医療機関受診中の者の対象者を抽出するための分析を行い、対象者のうち、本人と主治医の同意のとれた対象者に保健指導を実施する。
- ・宮崎市、延岡市との協定をもとにした連携の継続とともに、県内のCKD受診勧奨 対象者へ受診勧奨を行う。
- KPI::受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

- iv ) 健康宣言優良事業所認定制度の推進 (健康経営の推進)
- ○支部と行政機関及び経済団体等が連携し、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ○健康宣言事業所における健康づくりの支援を行う。
- ・健康に関する情報冊子を配布し、従業員の健康づくりを支援する。
- ・健康宣言事業所の健康度合の経年比較用として年度ごとの「健康度レポート」を提供する。
- 健康器具の貸し出しを行うことで、従業員の健康づくりを支援する。
- ・宮崎県と連携し、健康宣言事業所へ県の保健師等を派遣し健康づくりを支援する。
- ・健康宣言優良事業所認定証交付時に健康づくりを取り組んだ「取組事例集」を併せて交付し、掲載希望事業所を支部ホームページ等で紹介する。
- ■KPI:健康宣言事業所数を 450 事業所以上とする

- iv)健康宣言優良事業所認定制度の推進(健康経営の推進)
- ○支部と行政機関及び経済団体等が連携し、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- 〇健康宣言事業所における健康づくりの支援を行う。
- ・健康に関する情報冊子を配布し、従業員の健康づくりを支援する。
- ・健康宣言事業所の健康度合の経年比較用として年度ごとの「健康度レポート」を提供する。
- ・健康器具の貸し出しを行うことで、従業員の健康づくりを支援する。
- ・宮崎県と連携し、健康宣言事業所へ県の保健師等を派遣し健康づくりを支援する。
- 〇行政機関及び経済関係団体等との連携により健康宣言優良事業所認定式を開催し、 健康経営に係る意識醸成を行う。

- ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉
  - ・支部広報誌以外に、新聞広告、テレビCM、フリーペーパー、ホームページやメールマガジン及び健康保険委員との連携などにおいてタイムリーな広報を実施する。
  - ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催する。
  - ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。
  - KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の 割合を 55.0%以上とする。

- ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉
  - ・支部広報誌以外に、新聞広告、テレビCM、フリーペーパー、ポスターの配布、ホームページやメールマガジン及び健康保険委員との連携などにおいてタイムリーな 広報を実施する。特に多くの加入者への理解を深めるため、特定健診受診のテレビ CM放送や保健事業に係るポスターの事業所内掲示を実施する。
  - ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催する。
  - ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。
- KPI: ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
  - ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52.8%以上とする。

- ③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉
  - ・調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等が県内平均と比較して、どのような 位置にあるか提示できる「見える化ツール」を使用し、医療機関・薬局関係者へピ ンポイントでジェネリック医薬品使用促進を働きかける。
  - ・ジェネリック医薬品の採用選定支援を目的として、地域の処方実績を示した「医薬 品実績リスト」を県内調剤薬局へ支部統計資料と併せて送付する。
  - ・勧奨地域を抽出し、若年層を対象に啓発リーフレット等を送付する。
  - ・宮崎市と連携し、乳幼児を対象としたジェネリック医薬品使用促進、医療費適正化 の啓発を目的に支部作成リーフレットを 0~4 歳を対象に配布する。
  - ・ジェネリックカルテを活用して地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況を分析 し、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。
  - ・県、県薬剤師会及び自治体等関係団体と連携のうえ「ジェネリック医薬品使用促進セ

- ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈I、Ⅲ〉
  - ・調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等が県内平均と比較して、どのような 位置にあるか提示できる「見える化ツール」を使用し、薬局関係者へピンポイント でジェネリック医薬品使用促進を働きかける。
  - ・勧奨地域を抽出し、20歳から29歳までの若年層を対象に啓発リーフレット等を送付する。
  - ・ジェネリック医薬品の採用選定支援を目的として、地域の処方実績を示した「医薬 品実績リスト」を県内調剤薬局へ支部統計資料と併せて送付する。
  - ・ジェネリックカルテを活用して地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況を分析 し、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。
  - ・県、県薬剤師会及び自治体等関係団体と連携のうえ「ジェネリック医薬品使用促進 セミナー」を開催する。

ミナー」を開催する。

- ・ホームページ、メールマガジン、広報誌等により加入者へ適切な広報を行う。
- KPI:協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対 前年度以上とする

※医科、DPC、歯科、調剤

- 4 インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉
- ・令和 2 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。
- ⑤ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅱ、Ⅲ〉
  - i)意見発信のための体制の確保
  - ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者の参加が行われていない地域に必要な体制を確保(会議体への参画数拡大)するため保険者協議会及び県と協議し参画を要請する。
  - ii) 医療費データ等の分析
  - ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。
  - iii) 外部への意見発信や情報提供
  - ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議に被用者保険者が参画し、意 見発信を行う。
  - ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホーム ページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。
  - ・宮崎県地域医療構想調整会議、医療費適正化計画に係る委員会及び国民健康保険運 営協議会において進捗確認を行い、他被用者保険者と連携し、意見発信を行ってい

- ・ホームページ、メールマガジン、広報誌、封筒裏面印刷による広報及び新規適用事業所加入者へジェネリック医薬品の希望シールの送付等により加入者へ適切な広報を行う。
- KPI:協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合(※)を82.3%以上と する。

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合(令和2年9月時点)

- ⑤ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉
  - ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。
- ⑥ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉
  - i) 意見発信のための体制の確保
  - ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者の参加が行われていない地域に必要な体制を確保(会議体への参画数拡大)するため保険者協議会及び県 と協議し参画を要請する。
  - ii)医療費データ等の分析
  - ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。
  - iii) 外部への意見発信や情報提供
  - ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議に被用者保険者が参画し、意 見発信を行う。
  - ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホーム ページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。
  - ・宮崎県地域医療構想調整会議、医療費適正化計画に係る委員会及び国民健康保険運 営協議会において進捗確認を行い、他被用者保険者と連携し、意見発信を行ってい

**く**。

- ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮 崎労働局の働き方改革推進会議へ参画し、積極的に意見発信していく。
- KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

く。

- ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮 崎労働局の働き方改革推進会議へ参画し、積極的に意見発信していく。
- KPI: ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者 保険者の参加率を 90.0%以上とする
  - ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

## 4. 組織·運営体制関係

- ① 人事評価制度の適正な運用
  - ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の 業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に実施し、実績や能 力本位の人事を推進する。

### 4. 組織・運営体制関係

- ① 人事評価制度の適正な運用
  - ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の 業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に実施し、実績や能 力本位の人事を推進する。

### ② OJTを中心とした人材育成

- ・業務を通じた職場における人材育成(OJT)と、それを補完する集合研修・自己 啓発(Off-JT)により、必要とされる知識・スキルの定着及び向上を図る。
- ② OJTを中心とした人材育成
  - ・業務を通じた職場における人材育成(OJT)と、それを補完する集合研修・自己 啓発(Off-JT)により、必要とされる知識・スキルの定着及び向上を図る。

### ③ 支部業績評価の実施

・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を行い、支部 業績の向上を図る。

- ③ 支部業績評価の実施
  - ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を行い、支部 業績の向上を図る。

### 4 リスク管理

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広い リスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策につ いては迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

変更の上、13頁⑥に移動

## .....

## ④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

13 頁(6)より移動

- ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。
- ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説 明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、 一者応札案件の減少に努める。
- ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。
- ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。
- ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。
- KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

## ⑤ コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について職員研修等を通じてその徹底を図る。

## ⑤ コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について職員研修等を通じてその徹底を図る。

## ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。
- ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説 明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、 一者応札案件の減少に努める。
- ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。
- ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。
- ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。
- KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下 とする

12 頁④より移動

12 頁④に移動

### 6 リスク管理

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広い リスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策につ いては迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

# KPI 一覧表

## 2. 基盤的保険者機能関係

	新(令和3年度)	
具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (令和元年度末)
② サービス水準の向上	<ul><li>① サービススタンダードの達成状況を 100%とする</li><li>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする</li></ul>	①100% ②87.0%
⑤ 効果的なレセプト点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする (※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	①0.336% ②【新設】
⑥ 柔道整復施術 療養費の照会業務 の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施 術箇所3部位以上、かつ月15日以上の 施術の申請の割合について対前年度以下 とする	0.93%

# KPI 一覧表

## 2. 基盤的保険者機能関係

	旧(令和 2 年度)			
具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (平成 30 年度末)		
① サービス水準の向上	<ol> <li>サービススタンダードの達成状況を 100%とする</li> <li>現金給付等の申請に係る郵送化率を 91.5%以上とする</li> </ol>	①100% ②80.89%		
④ 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※)査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額	0.391%		
<ul><li>⑤ 柔道整復施術 療養費の照会業務 の強化</li></ul>	柔道整復施術療養費の申請に占める、施 術箇所3部位以上、かつ月15日以上の 施術の申請の割合について対前年度以下 とする	1.00%		

<ul><li>⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</li></ul>	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	①94.5% ②78.81%	<ul><li>⑦ 返納金債権の 発生防止のための保 険証回収強化、債 権回収業務の推進</li></ul>	① 日本年金機構回収分も含めた資格 喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係 るものに限る。)の回収率を対前年度以 上とする ③医療給付費総額に占める資格喪失 後受診に伴う返納金の割合を対前年度 以下とする	①93.70% ②50.78% ③0.034%
③ 限度額適用認 定証の利用促進	KPI の設定なし	85.5%	8 限度額適用認 定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認 定証の使用割合を86.3%以上とする	85.8%
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの 確認書の提出率を 93.2%以上とする	93.1%	⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの 確認書の提出率を 92.0%以上とする	86.6%
⑩ オンライン資格 確認の利用率向上	KPI の設定なし	75.0%	⑩ オンライン資格 確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を80.0%以上とする	71.1%

## 3. 戦略的保険者機能関係

	新(令和 3 年度)			
具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状		
共体的肥果	台画文品 Kri	(令和 <mark>元</mark> 年度末)		
① i ) 特定健診	① 生活習慣病予防健診受診率を	<b>157.0%</b>		
受診率・事業者	62.6%以上とする	<b>25.73</b> %		
健診データ取得	② 事業者健診データ取得率を8.0%	<b>318.34%</b>		
率等の向上	以上とする			
	③ 被扶養者の特定健診受診率を			
	<mark>24.7</mark> %以上とする			
① ii ) 特定保健	① 被保険者の特定保健指導の実施率を	【新設】		
指導の実施率の	29.4%以上とする			
向上	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を	被保険者:24.1%		
	7.9%以上とする	被扶養者:6.0%		
① iii ) 重症化予	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受	10.8%		
防対策の推進	診した者の割合を 11.8%以上とする			
① iv )健康宣言優	健康宣言事業所数を 450 事業所以上と	【新設】		
良事業所認定制度	する			
の推進(健康経営				
の推進)				

## 3. 戦略的保険者機能関係

	旧(令和 2 年度)		
具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状	
② i ) 特定健診	① 生活習慣病予防健診受診率を	156.9%	
受診率・事業者	60.9%以上とする	26.4%	
健診データ取得	② 事業者健診データ取得率を 7.8%	318.5%	
率等の向上	以上とする		
	③ 被扶養者の特定健診受診率を		
	24.6%以上とする		
② ii ) 特定保健	特定保健指導の実施率を 25.2%以上と	24.9%	
指導の実施率の	する		
向上			
② iii ) 重症化予	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受	10.1%	
防対策の推進	診した者の割合を 12.9%以上とする		

② 広報活動や健	全被保険者数に占める健康保険委員が	52.30%
康保険委員を通	委嘱されている事業所の被保険者数の割	(2年3月末)
じた加入者等の	合を 55.0%以上とする	
理解促進		
③ ジェネリック医薬	協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品	82.0%
品の使用促進	使用割合(※)を年度末時点で対前年	(2年3月診療分)
	度以上とする	
	※医科、DPC、歯科、調剤	
5医療データの分析	効率的・効果的な医療提供体制の構築	① 57.1%
に基づく地域の医療	に向けて、地域医療構想調整会議や医療	
提供体制への働きか	審議会等の場において、医療データ等を活	
け	用した効果的な意見発信を実施する	

③ 広報活動や健	① 広報活動における加入者理解率の平	1 –
康保険委員を通	均について対前年度以上とする	
じた加入者等の	② 全被保険者数に占める健康保険委員	251.5%
理解促進	が委嘱されている事業所の被保険者数の	(31年3月末)
	割合を 52.8%以上とする	
4 ジェネリック医薬	協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品	79.6%
品の使用促進	使用割合(※)を <mark>82.3%</mark> 以上とする	(31年3月診療分)
	※医科、DPC、調剤、歯科における使用	
	割合	
⑥ 医療データの分	① 他の被用者保険者との連携を含めた、	① 57.1%
析に基づく地域の	地域医療構想調整会議への支部参加率	
医療提供体制へ	を 90.0%以上とする	2 -
の働きかけ	②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」	
	データベース」 などを活用した効果的な意	
	見発信を全支部で実施する	

## 4. 組織·運営体制関係

新(令和 3 年度)		
日体的标签	与体土如 VDI	宮崎支部現状
具体的施策	宮崎支部 KPI	(令和 <mark>元</mark> 年度末)
⑥ 費用対効果を 一般競争入札に占める一者応札案件の		0.0%
踏まえたコスト削 割合について、20%以下とする		
減等		

## 4. 組織·運営体制関係

旧(令和 2 年度)			
目体的恢笙	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状	
具体的施策	名呵文部 KPI	(平成 30 年度末)	
⑤ 費用対効果を 一般競争入札に占める一者応札案件の		40.0%	
踏まえたコスト削 割合について、対前年度以下とする			
減等			